

基本理念3

安全でやすらぎのある 持続可能な
暮らしづくり

- 深刻化している地球温暖化への対策は、地球規模での喫緊の問題であり、待ったなしの状況にあります。低炭素社会※への転換を図り、資源循環の仕組みを確立するとともに、生物多様性※の保全など自然との共生に配慮したまちづくりを進めるため、市民生活や事業活動、行政サービスの中で、着実に具体的な成果をあげていくことができるよう、広域的な観点に立ち、他の自治体などと連携して総合的に政策を展開します。
- ごみの排出量は減少傾向にあるものの、資源化率の低迷は切実な問題であり、ごみの発生抑制、再使用、再生利用を通じて資源化率の向上や資源循環型社会の構築を進めます。
- 市民の安全・安心に向けて、日常の防犯・交通安全に努めるとともに、災害が発生した場合の迅速かつ的確な対応ができる防災体制を構築します。
- 多発している犯罪や安全な消費を脅かす諸問題などに対する市民の悩みや不安の解消を図ります。
- 災害や火災時などに対応する消防・救急体制を整え、市民の生命、身体や財産を守ります。

政策目標

政策目標7	環境に配慮し次代に引き継ぐ潤いのあるまち	〔環境・資源〕
政策目標8	安全で安心して暮らせるまち	〔安全・安心〕
政策目標9	生命や財産が守られるまち	〔消防〕

基本理念3に関する現状・課題・方向性

●深刻化・多様化する環境問題への対応

平成10(1998)年に環境の保全と創造に関する基本方針となる「環境基本計画」を策定し、計画を推進してきました。地球温暖化や生物多様性^{*}の喪失など深刻化・多様化する環境問題に対応するため、平成22(2010)年度末に「環境基本計画(2011年版)」を策定し、平成23(2011)年度より取り組みを進めます。

●温室効果ガスの削減や省エネルギー化の推進

市域の温室効果ガス排出量やエネルギー使用量は、人口、世帯数の影響もあり年々増加傾向にあります。温室効果ガス排出量は、京都議定書の第一約束期間の平成24(2012)年度には約87万トン(二酸化炭素換算)で、平成2(1990)年度に比べて約18万トン(26.6%)増加すると予測されています。市域の温室効果ガスの削減や省エネルギー化を推進するため、太陽光発電装置への補助を実施しています。今後も、さらに補助制度を創出し、市民・事業者などへの支援を進めます。

●市内環境の定期的測定と意識向上

市内の大気環境は、全般的に改善が進んでいますが、光化学オキシダントは上昇傾向にあります。また、水環境は市内河川水質の改善が進んでいます。これらについては引き続き測定計画に基づく定期的な環境監視に努め、汚染の発生源に対する指導を進めます。また、市民・事業者へ環境意識の高揚となる取り組みも進めます。

●資源循環型社会の構築

平成19(2007)年度に策定した「湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画」に基づき、資源循環型社会の構築を目指し、効果的な施設整備や分別収集方法の見直しを進めます。

●防犯活動の支援

茅ヶ崎市では、近年、市民の安全・安心に対する意識が高まっており、自分たちの安全は自分たちで守るという気運が芽生え、防犯組織が構築されており、その活動を支援します。

●交通ルール遵守の徹底とマナー向上

平成21(2009)年における人身交通事故に占める自転車事故の比率が高いため、警察など関係機関と連携してルール・マナー教室を実施しています。交通ルール遵守の徹底やマナーの向上を目指します。

●自主防災組織の充実

自主防災組織が災害時に、自助・共助組織としての役割を担えるようにするため、平成11(1999)年度から防災リーダーの養成を開始し、現在、年5回の研修を行っています。あわせて防災意識の普及・啓発に努め、自主防災組織の充実を図ります。

●生活の安心のための相談体制の充実

市民が抱えるさまざまな悩みを解決し、安心して生活ができるよう法律相談や消費生活相談をはじめ、各種相談の整備拡充を行っています。全体の相談件数は、平成20(2008)年度は6476件、平成21(2009)年度は5916件となっています。多重債務に陥った債務者の生活支援と早期の債務整理に導くため、平成19(2007)年11月から多重債務相談窓口を開設しました。平成20(2008)年度は324件、平成21(2009)年度は314件の相談を受けており、今後も増加が予想されるため、相談体制の充実を図ります。

●消防力の充実強化

消防・救急体制は、市民の生命、身体や財産を守る責務を全うするため「消防力の整備指針」に基づき、着実に消防力の充実強化を進めてきました。今後は、各種災害に対し、的確に対応できる組織の構築や消防職員のさらなる能力向上を図ります。また、消防団との連携や市内事業所との協力体制をさらに深め、地域消防力の充実強化を図ります。

●防火・防災意識の向上と救急車の適正利用

例年、放火やたばこの不始末が原因の火災は、全火災件数の3～4割(市内の全火災件数58件うち放火(疑いを含む)18件(平成21(2009)年))と多くを占め、また、救急搬送した傷病者の約5割(市内の全救急搬送人数8405人うち軽症者4214人(平成21(2009)年))が軽症者です。継続して、防火・防災意識の向上や救急車の適正利用について広く市民に周知するなどの対策を推進します。

●市民への救命意識・技術の普及

平成18(2006)年1月に市内の事業所勤務者や市民による茅ヶ崎市応急手当普及協会を設立し、主体的に普通救命講習会を開催しています。今後も活動を継続し、市民への救命意識・技術の普及を推進します。

政策目標7

環境に配慮し次代に引き継ぐ潤いのあるまち 〔環境・資源〕

目指すべき将来像

- 低炭素・資源循環・自然共生社会※の形成に向け、日常生活や事業活動・行政活動において、環境配慮への意識の向上や自主的・連携した取り組みが実践され、温室効果ガスの排出量が減少している
- 空気がおいしく、澄み渡った空が見られるきれいな環境を身近に感じることができる
- 多くの市民が、ごみ・資源の適正分別や排出マナーなどに配慮した行動をとっており、廃棄物の削減が進み資源の有効活用が図られている
- 適正で効率的な資源分別・収集が定着し、焼却残さの削減と温室効果ガス排出量の削減が進んでいる



施策目標

施策目標23	環境に配慮した市民・事業者・行政の率先した活動と連携による活動を促進する
施策目標24	快適で安全な生活環境を守る
施策目標25	資源循環型社会の形成を目指す
施策目標26	ごみや資源物を効率的に収集・処理する

指 標

目標の達成状況を把握する目安となる数値

環境への重要な取り組みとして、循環型の地域社会システムを構築していくことが求められています。

このため、市民一人一人のごみ排出量を抑制していくことで、資源循環化に取り組んでいきます。燃やせるごみの量は、平成15(2003)年度の6万847トンピークに減少傾向にあり、平成21年(2009)年度は5万6736トンと6.8%減少しています。

また、資源物は周辺自治体に比べて分別品目が少なく、リサイクル率も17.7%(県調査による平成20年度実績)と県内平均の24.9%より低いため、品目の拡大を図るなどの施策展開により資源化を進めます。

また、地球温暖化対策への取り組みとして、市域の温室効果ガスの排出量を削減するため、市民・事業者が、日常生活や事業活動で発生する温室効果ガス排出の抑制に積極的に取り組むことや創意工夫を行うことなどの行動を促します。

指標1 1人1日当たりの資源物を除いたごみ排出量

基準値	中間値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
748g (平成21年度)	647g	603g
(目標設定の考え方) 資源循環の取り組みが効果的に実施できているかを測ります。 排出抑制施策の効果を見る指標です。人口の増減による排出量への影響を取り除くため市民1人1日当たりの排出量を指標としています。排出抑制や資源化促進などの施策展開により、ごみ排出量の削減を図ります。 一般廃棄物処理基本計画に定める、家庭系ごみ及び事業系ごみの排出抑制目標を積み上げ、目標設定しました。		

表. 1人1日当たりの資源物を除いたごみ排出量

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
810g	813g	800g	763g	748g



指標2

リサイクル率

基準値	中間値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
17.8%(平成21年度)	31.4%	34.7%
(目標設定の考え方) 資源化促進のための取り組みが効果的に実施できているかを測ります。 資源化の進捗状況を見る指標です。分別収集方法を見直し、資源物として回収する品目を拡大することにより、平成32年度リサイクル率34.7%を目標としました。 ※リサイクル率:ごみ排出量に占める資源化量の割合		

表.リサイクル率

平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
17.8%	18.3%	18.9%	18.1%	17.8%

指標3

市域のCO₂排出量

基準値	中間値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
848,775tCO ₂ (平成20年度)	638,693tCO ₂	523,890tCO ₂
(目標設定の考え方) 温室効果ガス抑制の取り組みが効果的に実施できているかを測ります。 平成2年度における本市の排出量(688,254tCO ₂)を基準として、平成21年3月に策定した「茅ヶ崎市地球温暖化対策地域推進計画」に定める長期目標である平成62年度50%削減を目指し、目標設定しました。 ※本指標のCO ₂ 値は国のガイドラインなどを参考にし、都道府県別のエネルギー使用量等の統計データなどをもとに、市内の排出量を推計しています。		

表.市域のCO₂排出量

平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
799,884tCO ₂	788,639tCO ₂	888,963tCO ₂	906,896tCO ₂	848,775tCO ₂



施策目標23 環境に配慮した市民・事業者・行政の率先した活動と連携による活動を促進する

現 状

- ◇茅ヶ崎市は、「人と自然がふれあえる環境先進都市茅ヶ崎」を目指して、環境の保全と創造に関する目標や施策を長期的な観点から進めることを目的に、平成10(1998)年3月「茅ヶ崎市環境基本計画」を策定(平成15(2003)年3月改定)し、多くの市民・事業者・環境団体などの活動や行政との連携により、環境行政を推進してきました。
- ◇「茅ヶ崎市環境基本計画に」定める目標や施策の進捗は一樣に図れておらず、計画全体の達成度としては高いものとはいえません。また、社会情勢の変化や地球温暖化などの多様化・深刻化する環境問題など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。このため、環境の変化に対応し、更に自主的な活動や連携による活動の強化や環境意識の向上を図り、より実効性のある計画とするため、平成22(2010)年度に環境基本計画(2011年版)を策定しました。
- ◇洞爺湖サミットの首脳宣言における長期目標や京都議定書の削減目標の実現やエネルギーの有効利用を積極的に推進するため、市域の温室効果ガスの削減と省エネルギー化に取り組んでいます。

施策のねらい

(1) 環境に配慮した活動の実践

深刻化している地球温暖化や生物多様性^{*}の喪失などの地球環境問題に対処し、持続可能な社会を構築するため、低炭素社会^{*}、資源循環型社会、自然共生社会^{*}への転換を目指します。また、市民一人一人の日常生活、事業者それぞれの事業活動において、温室効果ガスの排出削減や省エネルギーなどを実践できるような仕組みや、多様な生物が生息できるよう海・川・里山・農地などの自然が保全され、維持管理されるような仕組みにより、市域全体で環境に配慮した活動を促進します。

(2) 環境意識の高揚

環境教育の充実とさまざまな機会を活用した環境情報の提供などを通じて、理解を深めながら環境意識の高揚を図ります。

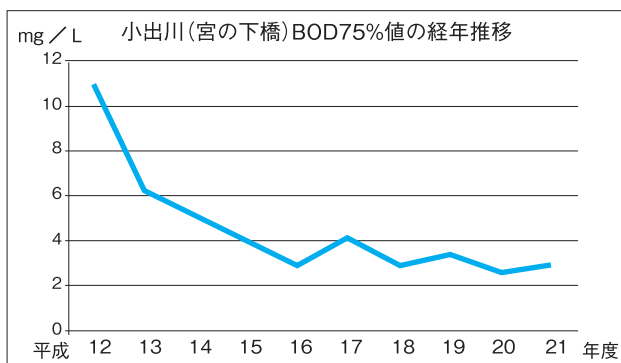
(3) 地域組織や団体への活動支援

既に環境に配慮した活動に自主的に取り組んでいるコミュニティ、事業者、学校などとのネットワークの充実と新たに取り組む意欲のある団体などの活動を支援します。

施策目標24 快適で安全な生活環境を守る

現 状

- ◇市内の大気汚染の状況は、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素が環境基準を達成、また、近年の自動車排気ガス規制などの強化により、浮遊粒子状物質が大幅に低減し、平成20(2008)年度に環境基準を達成するなど改善が進みましたが、光化学オキシダントは近年上昇傾向にあります。
- ◇市内の水質汚濁の状況は、小出川(宮の下橋)で平成12(2000)年度は生物化学的酸素要求量(BOD)が11mg/Lでしたが、平成21(2009)年度では、3.0mg/Lと改善が進み、小出川流入先の相模川の環境基準(5.0mg/L)以下となりました。しかし、千ノ川、小出川の上流域では、水質改善が進んでいない地点もあります。
- ◇市民、事業者への環境意識向上として、大気や水質の簡易測定器具を貸し出しする手法で、市民参加の環境調査活動を支援し、自らが環境への理解を深める機会の提供に努めています。大気では「市民参加の二酸化窒素測定」、水質では「水質測定用具の貸し出し」などの手法で、自らが環境への理解を深める機会の提供に努めています。
- ◇地域組織などによる自主的な地域環境改善活動が、平成21(2009)年度は市内97団体で行われました。
- ◇美化キャンペーンクリーン茅ヶ崎を市民参加で実施しています。平成22(2010)年度は、2回実施し、延べ3400人の参加となり、計8.14トンのごみを収集しています。



施策のねらい

(1) 市民・事業者などの意識やモラルの向上

だれもが安心して暮らせる快適な環境を保全する活動に、市民・事業者などの参加を促すとともに、公害の監視活動や情報開示を通じて、市民・事業者などの環境に対する意識とモラルを向上させる仕組みを構築し、市民・事業者・行政が一体となった環境保全活動を進めます。

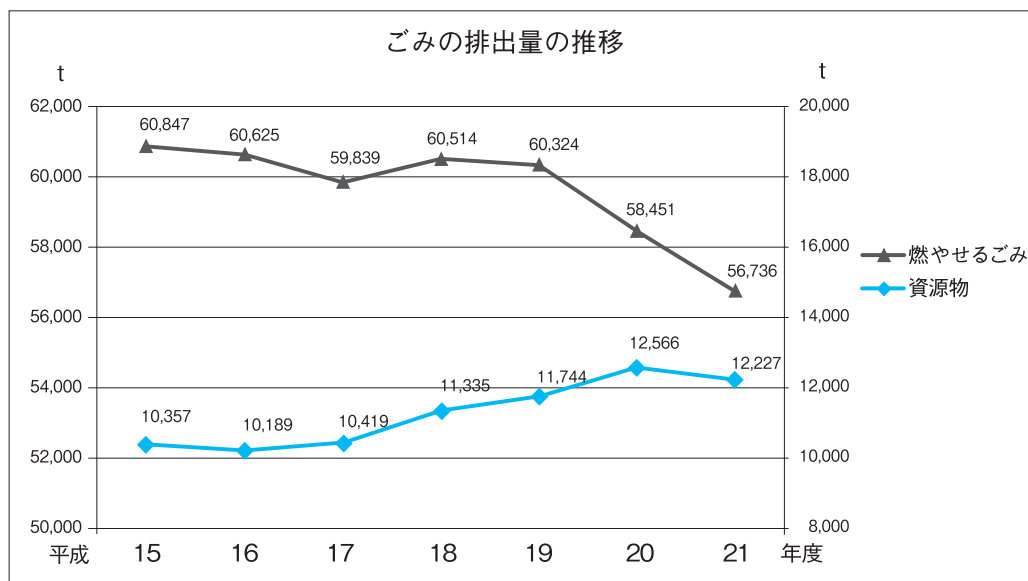
(2) 地域の環境保全活動や美化活動の促進と支援

地域、地区レベルで自治会組織や市民一人一人が、地域の環境保全活動や美化活動に自発的に取り組めるよう、仕組みづくりや支援に努めます。

施策目標25 資源循環型社会の形成を目指す

現 状

- ◇「茅ヶ崎市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(平成20(2008)年3月改訂版)」を策定し、従来型の社会経済システムから脱却するとともに、「ごみ」の排出抑制、再使用、再生利用を積極的に推し進め、資源循環型社会の形成に向けた取り組みを行っています。
- ◇燃やせるごみの収集量は、平成15(2003)年度の6万847トンピークに減少傾向にあります。平成20(2008)年1月から市民・事業者・行政が一体となって三者協調型資源回収制度を開始したこともあり、平成21(2009)年度は平成15年度に比べ6.8%減少し、5万6736トンとなっています。
- ◇資源物は周辺自治体に比べて分別品目が少なく、リサイクル率も17.7%(県調査による平成20年度実績)と県内平均の24.9%より低くなっています。



施策のねらい

(1) ごみの排出抑制

大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活様式からの脱却を目指して、啓発活動の充実を図るとともに、レジ袋削減に向けた取り組みなどを通じて、ごみに対する意識の高揚を図り、全市民と協働※してごみの排出抑制を進めます。

(2) 資源循環の仕組みの充実

ごみ処理の広域化を推進し、処理施設と資源化施設の共同整備や有効活用を図るとともに分別品目や収集方法を見直して資源化を促進します。

施策目標26

ごみや資源物を効率的に収集・処理する

現 状

- ◇ごみと資源物は、市内に集積場所(ステーション)を設定し、それぞれ分別して収集しています。排出にあたっては、適正排出、分別指導を徹底し、ごみの排出量を減少させ、資源物の有効活用を図ってきました。しかし、ごみと資源物の不適正な排出が見受けられます。
- ◇不法投棄は、防止啓発用の看板の設置や巡回による監視により、平成20(2008)年度は317件、平成21(2009)年度は248件と減少しているものの後を絶たない現状があります。また、繰り返し不法投棄が行われる場所もあります。
- ◇現在、ごみを焼却することで発生する焼却残さは、堤十二天一般廃棄物最終処分場に埋め立てています。平成21(2009)年度は7995トン进行处理し、埋め立て率は約22.7%となっています。今後も、一部溶融化処理(平成21(2009)年度958トン)の実施などで、最終処分場への焼却残さによる負荷を少なくし、限りある最終処分場の適正な維持管理をします。

施策のねらい

(1) 資源物の適正排出の指導・周知の徹底と収集の効率化

燃やせるごみ・燃やせないごみ(破碎すれば燃やせるごみも含む)に含まれている資源物を減らすため、資源物の適正排出の指導・周知を徹底するとともに、資源物の分別収集品目の拡大により、ごみの減量化を推進します。また、資源物の効率的な収集を実施します。

(2) 最終処分場の適正な維持管理

最終処分場の適正な維持管理のため、ごみの排出抑制・資源化を推進するとともに、焼却残さの溶融化・有効活用を促進します。



政策目標8

安全で安心して暮らせるまち

〔安全・安心〕

目指すべき将来像

- 地域ぐるみの防犯活動が進み、犯罪が抑制されている
- 自転車利用のマナーが徹底され、自転車事故が減少している
- 地域の自主防災組織の組織化が進み、防災リーダーのもと、避難訓練、防災活動が活発に行われ、日ごろから災害に備えられている
- 市民の不安や悩みに対する相談に対応できている



施策目標

- | | |
|--------|--------------------|
| 施策目標27 | 市民生活の安全を確保する |
| 施策目標28 | あらゆる災害や危機に効果的に対応する |
| 施策目標29 | 市民の悩みや不安を解消する |

指 標

目標の達成状況を把握する目安となる数値

市民の安全・安心に向けて、日常生活における地域ぐるみの防犯活動が効果的に実施できるまちを目指し、身近で起きている犯罪(平成21(2009)年1062件発生)の減少を図ります。

平成21(2009)年において、1073件発生している交通事故発生件数を減少していくため、警察等関係機関と連携し、交通安全教室などの取り組みなどを進めていきます。

地震災害などへ備えるため、「地域防災計画」や防災備蓄品の充実を図り、初動体制の整備を行うとともに市民の防災に対する意識の向上を推進します。また、災害時に自主防災組織が自助・共助組織としての役割を担えるように防災リーダーの養成に力を入れています。

また、近年多発している犯罪や安全な消費を脅かす諸問題などに対する市民の悩みや不安の解消を図るため、相談体制の強化を行い、解決に向けた取り組みを進めます。

指標1

身近で起きている犯罪の発生件数

基準値	中間値 (平成27年)	目標値 (平成32年)
1,062件(平成21年)	985件	910件
〔目標設定の考え方〕 地域ぐるみの防犯活動が効果的に実施できているかを測ります。 犯罪発生件数については、全体件数では減少傾向にあり、平成21年中では2,002件です。しかしながら、犯罪の約80%を占める窃盗犯の中でも、空き巣、ひったくり、自転車盗、オートバイ盗といった身近で起きている犯罪は、平成21年では1,062件で増加傾向にあります。 このようなことから地域の防犯力の強化、だれにでも簡単にできる防犯対策の普及などの事業を進め、毎年15件の犯罪減少を目標としました。		

表. 身近で起きている犯罪の発生件数

平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
1,255件	1,005件	867件	987件	1,062件



指標2 交通事故発生件数

基準値	中間値 (平成27年)	目標値 (平成32年)
1,073件(平成21年)	950件	850件
(目標設定の考え方) 交通安全対策が効果的に実施できているかを測ります。 交通事故発生件数については、全体件数では減少傾向にあるものの、高齢者や自転車の関係する事故は増加傾向にあり、平成21年中では、全交通事故は1,073件発生しています。こうしたことから、交通ルールの周知、交通安全意識の高揚を図る対策として交通安全教室、街頭キャンペーンなどの啓発、ドライバーに対する意識喚起看板の設置などの事業を進め、毎年20件の交通事故減少を目標としました。		

表. 交通事故発生件数

平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
1,240件	1,083件	1,086件	1,029件	1,073件

指標3 「茅ヶ崎市の防災対策が進められている」と思う市民の割合

基準値	中間値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
77.1%(平成21年度)	85.0%	90.0%
(目標設定の考え方) 防災対策が効果的に実施できているかを測ります。 防災対策に関する整備事業については、防災訓練、防災リーダーの育成、資機材の整備、情報伝達システム、インフラの耐震化など、「茅ヶ崎市地域防災計画」などにに基づき実施しています。 毎年1%の向上を目標としました。		

指標4 「市民相談体制が整っている」と思う市民の割合

基準値	中間値 (平成27年度)	目標値 (平成32年度)
65.2%(平成21年度)	70.0%	75.0%
(目標設定の考え方) 変化し多様化する様々な相談事項に、的確に対応でき、また、市民が生活におけるさまざまな相談について、気軽に相談できる場所となっているかを測ります。 市民相談は、平成21年度は3,827件の相談がありました。 また、消費生活相談については、平成21年度において2,089件の相談がありました。 75%の市民に満足いただけるよう、事業を進めていくことを目標としました。		

施策目標27 市民生活の安全を確保する

現 状

- ◇近年、不審者による地域犯罪の発生などにより、市民の安全・安心に対する意識は高まっており、自分たちの安全は自分たちで守るという気運が地域で芽生え、地域コミュニティを主体とした防犯組織が活動しており、約50団体が防犯ネットワーク会議に参加しています。
- ◇犯罪件数が減少傾向(平成20(2008)年2034件、平成21(2009)年2002件)にある中で、オレオレ詐欺に代表される主に高齢者をターゲットとした振り込め詐欺事件が急増しています。(知能犯の占める割合(平成20(2008)年3.1%、平成21(2009)年1.9%)。)
- ◇子どもの安全を守るために、平成16(2004)年5月に「子どもの安全を守る都市」宣言を行い、その施策の一つとして平成16(2004)年9月から、市内の小学校新入学児童への防犯ブザーの貸与を開始しました。また、市民防犯活動への支援として、平成18(2006)年度より防犯パトロール用ベストなどの防犯用品の貸与を開始しました。(平成21(2009)年度累計39団体)
- ◇自転車駐車場の整備や駅周辺での放置自転車対策(平成21(2009)年度5371台)などを行っていますが、駅南口の自転車駐車場は約1000台不足しています。
- ◇ここ数年、人身交通事故件数は微増(平成20(2008)年1029件、平成21(2009)年1073件)しており、高齢者に係る交通事故比率(平成20(2008)年24.3%、平成21(2009)年26.0%)が高水準で推移しています。
- ◇人身交通事故に占める自転車事故の比率(平成20(2008)年36.3%、平成21(2009)年35.6%)が県下でワースト3位であり、3年連続で自転車交通事故多発地域に指定されています。
- ◇交通安全教室は、現在、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の市民を対象として実施していますが、特に受講の機会が少ない中高年層に対して、交通安全教室に参加していただくよう呼びかけています(平成20(2008)年度289回、平成21(2009)年度294回)。また、近年高水準で推移している自転車事故対策として、交通ルールの周知徹底、マナーの向上を図るために警察等関係機関と連携して交通安全教室・自転車ルール講習会を実施するとともに、自転車安全利用についてのチラシを各戸配布するなど、あらゆる機会を捉えて、啓発活動に努めています。



施策のねらい

(1) 犯罪の未然防止

オレオレ詐欺や還付金詐欺に代表される主に高齢者をターゲットとした振り込め詐欺事件が急増しており、その犯罪の未然防止に取り組みます。

(2) 防犯体制の強化

地域での防犯に対する意識が高まっていることから、地域の防犯活動の核となる防犯リーダーの育成が必要です。そのための講座の開催や人材育成には、多くの市民の参加を促すための柔軟性をもった取り組みを検討するとともに、地域防犯活動に対する支援を充実します。また、関係機関、関係団体と連携し防犯体制の強化に努めます。

(3) 駅周辺の放置自転車の解消

放置自転車により歩行者空間や通行の確保が阻害されており、駅周辺の放置自転車の解消を図る対策を講ずるとともに、自転車駐車場の整備を推進します。

(4) 交通安全教育と広報啓発活動の推進

関係機関、関係団体との連携強化を図りながら、受講機会が少ない大人に重点を置いた交通安全教室を実施するとともに、自転車の安全利用についての広報啓発活動を充実します。



施策目標28

あらゆる災害や危機に効果的に対応する

現 状

- ◇茅ヶ崎市は、昭和54(1979)年8月に、東海地震に係る地震防災対策強化地域の指定を受けました。
- ◇大規模地震が発生した場合を想定して、食糧、飲料水、生活用品などを順次整備しています。併せて、行政機関、民間事業所、福祉施設などのさまざまな分野で災害時協定を締結し、流通備蓄を推進するとともに協力体制の構築を図っています。
- ◇災害時の情報受伝達手段である地域防災無線は、83局を整備していますが、平成23(2011)年に、デジタル化への更新を行い、併せて避難所、関係機関、災害時協定事業所等との連絡体制の充実を図ります。
- ◇平成22(2010)年11月現在、134の自主防災組織が結成され、地域防災力の中心となる組織化が進んでいます。
- ◇自主防災組織が、災害時に自助・共助組織としての役割を担えるよう、平成11(1999)年度から防災リーダーの養成を開始し、現在、年5回の研修を行っています。
- ◇津波や水害に対応するため、平成20(2008)年度、「茅ヶ崎市津波ハザードマップ」と「茅ヶ崎市洪水ハザードマップ」を公表しました。

施策のねらい

(1) 迅速な避難・救出の体制整備

災害が発生した場合に、災害対策本部を設置し、迅速な避難や救出など市民の生命と安全を確保できる体制を整えます。

(2) 防災意識の普及と自主防災組織への支援

自主防災組織との連携を強化するため、自助、共助、公助、それぞれの役割を認識できるよう意識の普及に努めるとともに、自主防災組織への支援をさらに充実・強化し、総合的な地域防災力の強化を図ります。

(3) 防災基盤の整備

災害時に重要な役割を担う防災行政用無線などの情報発信インフラなどの防災基盤の整備に努めます。災害時の応急対策として備蓄品の備蓄率の向上を目指します。また、ライフラインの耐震性の強化を関係機関と連携しながら進めます。

施策目標29 市民の悩みや不安を解消する

現 状

- ◇市民が抱えるさまざまな悩みを解決し、安心して生活ができるよう、法律相談、税務相談、人権相談、登記相談、建築紛争相談、公証相談、暮らしと事業の相談、分譲マンション管理相談など内容に応じた各種相談を整備拡充してきました。相談件数も平成20(2008)年度は4433件、平成21(2009)年度は3827件となっています。また、市民の安全・安心を図るため平成21(2009)年8月から犯罪被害者等支援相談を被害者支援自助グループとの協働※で開設しました。さらに、多様化する市民の相談ニーズに対応するため、交通事故相談、防犯相談なども開始しました。
- ◇消費生活相談は、平成20(2008)年度2043件、平成21(2009)年度2089件の相談がありました。
- ◇流通経路・販売方法の複雑・多様化が進み、さまざまな消費トラブルが発生する中、平成20(2008)年度から毎日3人の相談員を配置して相談に対応しています。
- ◇最も身近な地方自治体の役割として、多重債務に陥った債務者の生活支援と早期に債務整理に導く必要があるため、平成19(2007)年11月から多重債務相談を開設し、平成20(2008)年度は324件、平成21(2009)年度は314件の相談を受けています。また、専門家による多重債務法律相談の開設数も平成20(2008)年11月から月2回を月4回に増設しています。

施策のねらい

(1) 情報提供の充実と相談の環境整備

近年、高齢者や生活弱者を狙った訪問販売や電話勧誘など、悪質商法による手口は巧妙化しています。情報提供のあり方や相談しやすい環境を整備します。

(2) 消費者意識の啓発

市民が安全・安心な消費生活を送ることができるよう、消費者啓発講座の開催、ホームページなどでの情報提供などにより、消費者意識の啓発を推進し、複雑・多様化する消費生活問題の被害を予防するとともに、未然に被害を防ぐための相談を充実します。

(3) 関係機関との連携強化

相談の充実を図るとともに、関係機関との連携・強化により早期での被害者の救済に対応します。

(4) 相談の充実

市民が抱えるさまざまな悩みを解決し、安心して生活ができるよう、内容に応じた各種相談を充実します。

政策目標9

生命や財産が守られるまち

〔消防〕

目指すべき将来像

- 安全を守るという目標のもと一丸となり効果的な消防業務を効率的に推進している
- 市民に消防活動への理解と高い防火・防災意識があり、地域での助け合いの仕組みが整っている
- 火災や事故、急病などの際に、消防車や救急車が迅速に駆けつける
- 多様化する災害に効果的に対応できるよう、消防職員が高い能力を持っている
- 消防部隊や消防団の連携が強く、高い消防力を持っている



施策目標

施策目標30	消防業務を円滑に実施するための体制を整備する
施策目標31	火災発生と火災危険を減らす
施策目標32	消防力を充実し、災害活動体制を強化する
施策目標33	救急業務の高度化を図り、質の高い救急サービスを提供する
施策目標34	防火対策の指導を効果的に実施する
施策目標35	消防業務を効果的・効率的に実施する

指 標

目標の達成状況を把握する目安となる数値

例年、放火やたばこの不始末が原因の火災は全火災の3～4割と多くを占めています。また、救急搬送した傷病者の約5割が軽症者です。継続して防火・防災意識の向上や救急車の適正利用を広く市民に周知するなどの対策を進め、市民とともに安全・安心なまちづくりを目指します。

火災死者数については、立入検査の実施や住宅用火災警報器の普及促進を図り、救命率については、普通救命講習会の実施など、さまざまな取り組みを進めています。今後もその効果を検証しつつ、高齢化の進展による世帯構成の変化など社会情勢の変化も視野に入れ事業を進めていきます。

指標1 平均出火率

基準値	中間値 (平成27年)	目標値 (平成32年)
2.8件(平成21年)	県平均値以下	県平均値以下
(目標設定の考え方) 火災予防の取り組みが効果的に実施できているかを測ります。 人口規模の異なる他団体と比較するため、人口1万人当たりの出火件数の出火率を使用します。また、茅ヶ崎市の出火率は各年ではばらつきがあり傾向を把握しにくいいため、それぞれの年から過去3年間の平均値を平均出火率として使用します。 茅ヶ崎市の過去5年間の平均出火率は平成17年3.1件、平成21年2.8件と、ほぼ横ばいです。 平成21年の平均出火率を比べると、茅ヶ崎市は2.8件、神奈川県は3.1件と、県の数値を下回っています。計画終期まで県平均値を下回る平均出火率を維持することを目標としました。		

表. 平均出火率

平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
3.1件	3.2件	3.2件	2.9件	2.8件

※茅ヶ崎市の出火率は、各年ではばらつきがあるため、本指標では各年からそれぞれ過去3年間の出火率の平均値を使用します。

(例 平成18年数値:平成16年から平成18年までの出火率の平均値)



指標2

火災死者数

基準値	中間値 (平成27年)	目標値 (平成32年)
1人(平成21年)	0人	0人
(目標設定の考え方) 立入検査が効果的に実施できているか、住宅用火災警報器の普及が進んでいるか、消防部隊の活動能力が向上しているかを測ります。 平成17年から平成21年まで、火災による死者は減少傾向にあります。計画終期まで死者を出さないことを目標としました。 ※放火自殺による死者は含みません。		

表. 火災死者数

平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
3人	3人	2人	1人	1人

指標3

救命率

基準値	中間値 (平成27年)	目標値 (平成32年)
4.1%(平成21年)	7.5%	10.0%
(目標設定の考え方) 市民への救命講習会などが効果的に実施できているか、救急活動が効果的に実施できているかを測ります。 救命講習会や救急隊員への研修等を充実し、毎年0.5%の向上を目標としました。 ※救命率: 救急隊が搬送した心肺停止患者の1か月後生存率		

表. 救命率

平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
—	12.0%	9.6%	2.1%	4.1%



指標4 救急現場到着平均時間

基準値	中間値 (平成27年)	目標値 (平成32年)
6.2分(平成21年)	6.1分	6.0分
<p>〔目標設定の考え方〕 119番入電から現場到着までの平均時間を測り、救急部隊の初動体制が効果的に機能しているかを測ります。また、救急出動が増えると遠くの消防署から救急車が出動することになり、救急車が到着するまでに時間がかかります。そのため、市民が救急車を適正に利用しているかも測れます。 茅ヶ崎市の到着平均時間は平成17年5.9分、平成18年6.0分、平成19年6.7分、平成20年6.7分、平成21年6.2分で、到着平均時間の過去5年間の平均は6.3分です。同期間の神奈川県内の過去5年間の到着平均時間の平均6.2分以下を目標としました。</p>		

表. 救急現場到着平均時間

平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
5.9分	6.0分	6.7分	6.7分	6.2分



施策目標30 消防業務を円滑に実施するための体制を整備する

現 状

- ◇消火部隊による救急支援活動や救助活動との兼務の開始など、消防全体で効果的・効率的に消防業務を進めていく体制の整備を始めています。
- ◇これまで消防のイベントは出初式が主なものでしたが、子どもの時から消防業務に親しみ、理解を深めてもらうため、平成20(2008)年度から消防フェスティバルを始めました。
- ◇平成20(2008)年度から採用試験に伴うインターンシップを実施しています。また、職員に対し各種研修への派遣、消防大学校、消防学校への入校を進めています。
- ◇平成18(2006)年6月に改正された「消防組織法」および同法に基づき総務省消防庁が策定した「市町村の消防の広域化に関する基本指針」により、平成20(2008)年3月、神奈川県は、「神奈川県消防広域化推進計画」を策定し、横浜市・川崎市・相模原市を除いた県内を5つのブロックに分けて広域化を図ることとしました。これを受け、本市では近隣市町と消防力の効率的運用や費用の削減効果などを含め、消防の広域化について検討を進めています。

施策のねらい

(1) 組織の効率化と職場環境の整備

効率的な組織の構築、職場環境の整備を行い、消防組織が持つ力を最大限に発揮します。

(2) 消防業務への理解と協力

消防の業務を市民に広く発信することにより、消防活動の行いやすい環境を作り、安全なまちを支えます。

(3) 消防職員の能力向上

複雑・多様化する消防業務に対応するため、専門的知識や技術の習得を図り、消防職員の総合的な能力の向上を図ります。

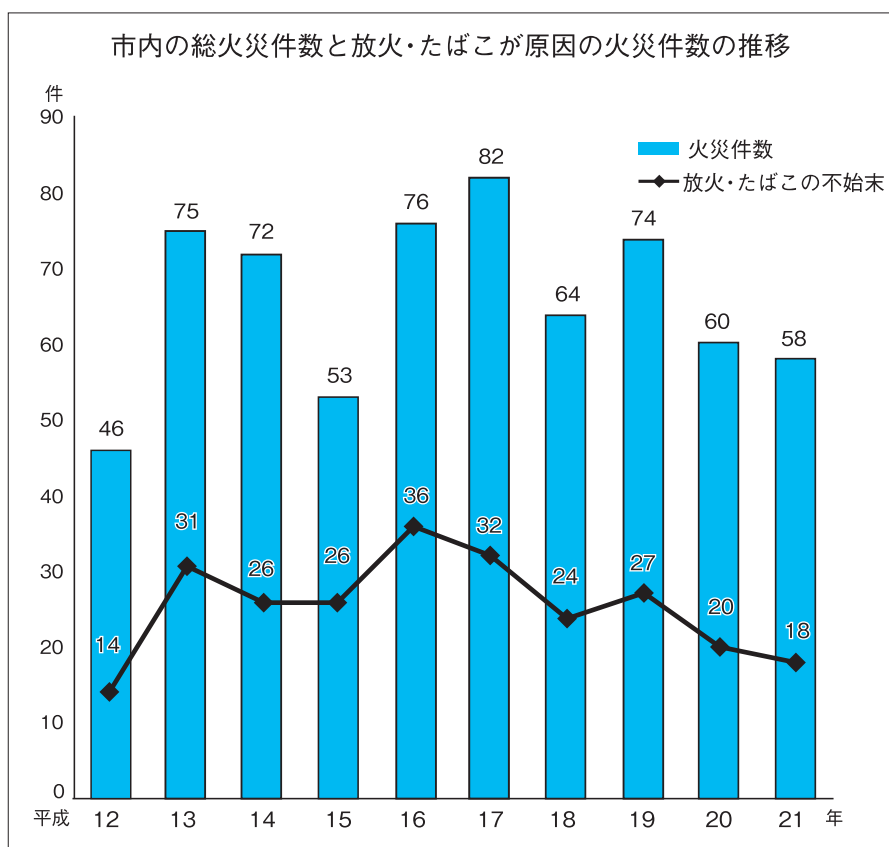


施策目標31

火災発生と火災危険を減らす

現 状

- ◇例年、放火やたばこの不始末が原因の火災は、全火災件数の3～4割(市内の全火災件数58件うち放火(疑いを含む)18件(平成21(2009)年))と多くを占めています。
- ◇全国的な傾向として、例年、住宅火災による死者は、65歳以上の高齢者が6割を占めています。このことから、住宅防火対策の推進が消防行政の最重要課題の一つとなっています。
- ◇本市における平成22(2010)年6月時点での住宅用火災警報器の普及率は約51%となっています。



施策のねらい

(1) 防火意識の普及・啓発

火災予防の調査研究を行い、防火意識の普及・啓発を進め、火災のないまちを目指します。

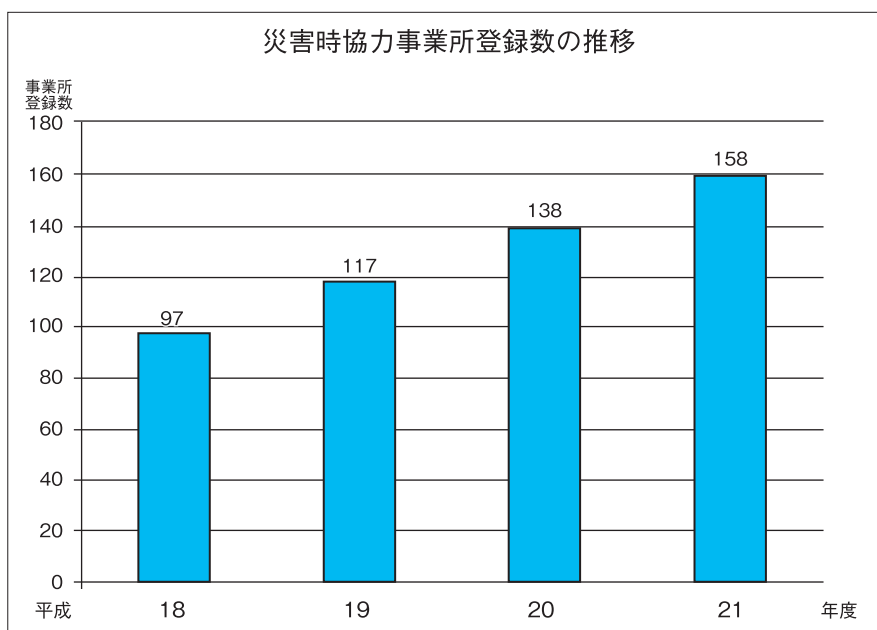
(2) 消防用設備などの整備促進

建築物の消防用設備などの整備を適切に指導することで、火災を予防し、火災が発生したときの危険を減らします。

施策目標32 消防力を充実し、災害活動体制を強化する

現 状

- ◇複雑・多様化する災害などに対応するため、消防車両と資機材を計画的に更新・整備するための検討を進めています。現在、消防本部、消防署、消防団を併せ66台の消防車両を管理しています。
- ◇消防団員の活動環境を整備するため、平成21(2009)年4月に消防団協力事業所表示制度を定め、平成22(2010)年4月現在、10事業所に対し表示プレートを交付しています。
- ◇災害時に必要な消火、救出、救護などの活動に協力する事業所を登録し、協力事業所がもつ人員、資機材や技術などの協力を得て災害による被害を軽減することを目的として、平成18(2006)年12月に災害時協力事業所登録制度を定めました。(登録事業所数：158事業所(平成22(2010)年4月現在))
- ◇電波法関係審査基準の改正により、平成28(2016)年5月までに消防救急無線をアナログ方式からデジタル方式へ変更する必要があります。



施策のねらい

(1) 消防活動環境の調査・整備

消防活動に関する調査・整備を通して、消防署部隊・消防団部隊の消防活動能力を高めます。

(2) 消防団との連携強化

消防団との連携を深め、効果的・効率的に災害に対処する能力を高めます。

施策目標33

救急業務の高度化を図り、質の高い救急サービスを提供する

現 状

- ◇平成17(2005)年度に立ち上げたボランティア団体の茅ヶ崎市応急手当普及協会が、主体的に救命講習会での指導に取り組んでいます。平成21(2009)年度は161回の救命講習会を実施しました。
- ◇平成22(2010)年4月現在、救急救命士は35人で、計画的に救急救命士の養成を進めており、全ての救急車に常時1人以上の救急救命士が乗車する体制が整っています。
- ◇例年、救急搬送した患者のうち、軽症者が50%程度を占めています。

施策のねらい

(1) 救急・救助活動環境の調査・整備

救急・救助活動に関する調査・整備を通して、消防署部隊の救急・救助活動能力を高めます。

(2) 救命講習会などの受講環境の整備

市民に対する救命講習会などの受講環境を整備し、救命に必要な技術や知識を習得した市民を増やすことで、市民が市民を救うまちを目指します。

(3) 救急車利用の適正化

広報紙や市ホームページを活用するなどして、救急車の適正な利用方法を周知し、不適正な利用を抑制します。



施策目標34 防火対策の指導を効果的に実施する

現 状

- ◇平成18(2006)年度から消防署職員を対象に立入検査に関する研修を実施し、検査員の増員を図り、平成20(2008)年11月から不特定多数の人が出入りする建物への立入検査の体制強化を図っています。
- ◇定期立入検査を年間40件実施していますが、社会問題となるような火災が発生した場合には特別立入検査を実施し、類似建物への火災防止の徹底を図っています。
- ◇市内の小・中学生に防災アカデミー事業を実施し、防災意識の向上を図っています。

施策のねらい

(1) 立入検査の環境整備と効果的・効率的な実施

事業所などへの立入検査を行う体制を整備し、また、効果的・効率的な立入検査を実施し、火災危険のないまちを目指します。

施策目標35 消防業務を効果的・効率的に実施する

現 状

- ◇過去5年間の平均で火災件数は71件、救急件数は8855件あり、1署5出張所の職員約180人で活動を行っています。
- ◇災害が複雑・多様化する傾向にあるため、訓練や研修を実施して職員の消防技術の向上を図っています。
- ◇消防・救急・救助業務に加えて、火災を予防し、被害を軽減するため、立入検査を実施しています。

施策のねらい

(1) あらゆる災害への対応

災害に効果的に対応できる能力を高め、あらゆる災害に対応します。

(2) 効率的な消防の展開

消防のあらゆる業務を主体的・補完的に担い、効率的な消防を支えます。